

第214回 内水面漁場管理委員会

1 日時 平成25年9月10日(火) 午前10時30分から

2 長野県水産試験場

3 出席者

○漁場管理委員 11名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、藤森寛治、古川薫美

採捕者代表：小澤哲、名取清、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、片野修

○事務局

本井書記長他3名

4 会議事項

(1) 漁業権免許の内容等の事前決定について

(2) 増殖指示量について

(3) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 恒例の議事録署名委員の指名を行います。今日は近藤委員、小澤委員にお願いします。よろしくお願ひします。それでは議題の1番目、漁業権免許の内容等の事前決定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。それでは各会場に出席した委員の方から補足説明があればお願いします。最初に松本会場について、ご出席いただいたのは三枝委員、小澤委員、田中委員ですが、どなたか補足の説明はありますか。内共第5号は長野会場の時にそれに関連する遊漁者からの公述があったけれども、それまた後で、よろしいでしょうか。はい、それでは進めます。次に飯田会場ですが、藤森委員、桐生委員、竹原委員と私も出席しました。よろしいでしょうか。続いて佐久会場について、出席いただいたのは、名取委員、片野委員。補足なければ、よろしいですか。長野会場、最後の会場ですが、出席していただいた委員は近藤委員、桐生委員、何か

ございますか。それでは全般について、今の事務局のご説明にご質問等がありましたら。他の会場に出た方も。最後の長野会場の遊漁者の方のご意見二つ、これは今回の答申には直接は関係ないですね。ご意見を伺うということで。

事務局 今回の漁業権の切り替えに関して、魚種の追加というのは関係ございます。禁漁というのは、遊漁規則、行使規則の認可という部分に関係してまいります。

沖野会長 答申の際にはどういう形で決められる。答申はここ(資料)に書いてある公聴会結果概要を付けて答申することになりますか。

事務局 これ(資料)は委員会に対する事務局からの報告ですので、答申にはつかない形になります。委員会として(意見を)付していただくとすれば、それを付して答申していただくという形になります。

沖野会長 いかがでしょうか。その扱いについて、もしご意見があれば。はい、どうぞ。

藤森委員 この案件(長野会場における遊漁者の公述)につきましては、いろいろな背景がありまして、困った話ですが、地域の住民の方から是非こんな形で(新川の禁漁を)やってほしいという話もありまして、それを含めて漁協の中で審議してこういう結論がでたもので、これについては立場が変わればそういうお考えもあるでしょうということなんですけれども、現実的な対応としては、これでいいのではないかと私は思っていますので。委員会としてはそういった意見もあったということで確認していただければと思います。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 私が推測している話ですけれども、事実関係は全く分からなかったわけですね。私の(出席した)ところは第2、第3、第9、第12、第18(号漁場)の関係で、今、藤森委員からあった話ですが、これをどう取扱うかということになると、遊漁者の公述の内容はこの(資料の)とおりですが、事実関係をきちんと調査をし、これを盛り込む盛り込まないを含めて、委員会で論議するとすれば、その辺の資料を出していただいて、取扱いを決めるということが必要なんだと思います。今は両方の話が出ただけですので、交通整理をしていただいて、事務局の方で改めて内容について公平な立場で提案していただかないと。力関係から言ったら、藤森委員は委員ですからね。だから当事者同士では、片一方の当事者は委員ではありませんので不公平が出てきます。公平を保つようにするためには、事務局は事実関係のきちんとした把握、それに基づく

資料を作っていただいて提案していただきたいと思います。

沖野会長 今のご意見は、答申そのものについては、直接これを付すことなく、今後の委員会での検討ということで、事務局にアレンジをいただくと。

近藤委員 そうですね。そうしないと議論できない。

沖野会長 他にいかがでしょうか。諏訪湖の場合には(諏訪湖連絡)会議があるんですよね。その会議でのことも委員の方だから知っているわけですよね。最後の公述については委員会として検討をするけれども、事務局の方で何等かの資料を揃えてもらうことができましようかね。次回以降の委員会でこれに関わるようなことを。

事務局 免許内容等の事前決定の答申をいただく前の参考としての意見ですので、この場で概要を説明させていただきたいと思います。諏訪湖の新川の問題につきましては、諏訪湖連絡会議という場で、関係者、釣り人の代表の方も釣り船の代表の方も行政も漁協さんも集まった中で、自主規制として禁漁とした部分があります。その(会議)中で新川については平成23年度禁漁とすることになりましたけれども、その経緯については近隣の住民から苦情があったということで、それについては文書で(苦情)来ていることを事務局の方でも承知しております。24年度については、自主的な禁漁ということであれば、釣り人の方たちも納得できないということがありましたが、新川も含めて全ての流入河川について資源保護という観点から、禁漁にすることを決定して、遊漁規則に基づく禁漁となっております。事務局の見解としましては、それが遊漁者を不当に制限するというかどうかということなのですけれども、資源保護の観点ということと、遊漁者だけでなく漁業者も制限に従っているということですので、不当に制限しているということにはならないと理解をしております。概要は以上です。

沖野会長 もうひとつの資源保護というか、多様性に関わる放流の際の在来種の保存を頭に入れた放流をというあたり、これはどういう扱いでしょうか。

藤森委員 それについては私の方から説明いたします。在来種がいるところについての課題だと思いますけれども、アマゴにしてもイwanaにしても、他から入ってきている所については問題ないと思いますけれども、古来から同一の種がそこにいるということもありますので、そこについては、他から稚魚を放流するまたは卵を放流するのではなくて、産卵床をきちんと作ってあげるということによって、古来からのイwanaなりアマゴがそこで産卵して増やす場所を作ってあげるという考え方です。また、釣りをやっていただく場合は、固有種がいるところでは釣りの制限も協力していただきなが

ら、残していくというようなことも考えていったらどうかなと思います。今は無防備な状態なので、もしかすると全部釣られてしまうかもしれない。産卵場所を整備して固有種が増えていけるというような場所を作りながら、釣ってリリースしていただく方法もありますし、大きくなったら獲ってもいいと。例えば30センチ以上のイワナとか、お持ち帰りいただいてもいいというようなことを考えています。ご理解いただいってから、漁協として方針を立てていくというように考えています。

沖野会長 片野さんはご専門なので何か。

片野委員 今の(ご意見)でいいと思います。

桐生委員 参考に、溪流魚に関しては昨年度までで水産庁の事業で溪流資源増大技術開発事業というのが5年間で終了しました。それに今藤森委員が言われたような溪流の管理について詳しく漁協さんが独自に調査できるような調査方法なども記載があります。

沖野会長 他の方、よろしいですか。扱いとして、そうしましたら、漁業権免許の答申については諮問の内容どおりにということで、今の二つの話題については、委員会の議事録に記載し、今後の検討課題にしたらいかがだと思いますけれど、いかがでしょうか。よろしいですか。継続みたいな形になります。免許自体に直接かかわるものではないので、もしそれでよろしければ、諮問された漁業権免許の内容等の事前決定案に対して、異存ないということで答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。では、そういう扱いにさせていただきます。事務局の方は、今の二つの議論がありましたので、議事録に留めておいて、且つ、これから先の委員会で検討するという方針でいただければ。

事務局 はい、わかりました。

沖野会長 ではよろしく申し上げます。続いて2番目の議題ですが、増殖指示量について事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、今日は決定の事項はありませんので、原案の説明をいただいたということで、この段階でご質問、ご意見がありましたらお伺いいたします。はい、どうぞ。

近藤委員 算定方法について、県漁連の販売単価がどのように推移してきたのか、当然事

事務局で掴んでいるはずだと思いますけれども、お分かりになりますかね。長い間この単価が変わっていないというふうに理解したのですけれども、どうなっているんでしょうかね。

沖野会長 今すぐ分かりますか。

事務局 県漁連さんの設定単価を事務局でいただきまして、また、その他各養殖業者さんの販売単価をいろいろ聞いておりますが、そんなにもすごいズレがあるというわけではないと思いましたので、県漁連さんの販売単価を参考にと考えております。

沖野会長 今お聞きしたところでは、最近では変化していないということですが。

事務局 それは分かっておりません。でも養殖漁協さんとの比較をして、変わっていなければ問題ないと思います。

近藤委員 実際に流通している単価と県漁連が示している単価は、随分乖離している部分がありますね。全てとは言いませんけれども。私も絡んでいましたので言いにくいのですけれども、県漁連の単価について、県と県漁連の間で連携を取ったという形跡がほとんどないですね。県漁連の単価はずっと同じ単価だったような気がします。あまり変化していない。いつの間にか実際の流通単価とはだいぶ変わってきているんですね。だから補正の方が多くなっている。それほど差がないからではなくて、実態調査をお願いしたいかなと思います。やはりお金の問題ですから、一種の不信感が生まれつつあると私は思いますのでね。県漁連の単価をどのように決めてきたのか、経過すら分からないというような実態が実はあるんですね。私の責任でもあるんですけれども。この県漁連の単価と比較してということですので、大事なものになっているわけですね。その大事な部分がどのように決定されているのか、次回決めるときに調査をお願いします。

沖野会長 実情に即した単価にしたいということが一番なのだと思いますが、その辺の過去から現在に至る実情みたいなもの、次回決めるときに参考資料として出せますか。

事務局 はい、分かりました。今回もデータ的にはかなりあるんですが、問題のない範囲内で提出したいと思います。

沖野会長 皆さんに理解していただくということで。それでよろしいですか。

近藤委員 ウナギの流通については資源枯渇の問題が出た頃から流通過程が複雑になってきました。ただ日鰻連がありまして、日鰻連に納めている業者から全内(全国内水面漁業協同組合連合会)を通して、県漁連というような流通過程なんですけれども。日鰻連に加盟している業者の皆様方がそれぞれ稚魚の入手に苦労している。ですから、一番最初のところがどういうものを入手しているか、正直言って分からない状況になっている。きちんとトレーサビリティが出来ているのか全内だって多分つかみ切れていないと思います。そうすると日鰻連を通して買うのか、あるいは直接業者さんから仕入れるのか、随分単価も変わってしまいますので、日鰻連、全内、漁連を通してとになったら、日鰻連に納めている業者と直接取引した方が安いということになってしまう。そういう面があるので、ウナギに関しては流通経路が今2つになっているとみてもいぐらい変わってきている。最近は実態調査が難しくなってきましたね。何が入っているのか分からない、根っこの部分が分からないのが実態なのです。とても県漁連の体制で調べられるような性質のものではありません。調べていただくのはやはり公の機関でなければどうにもならない。

沖野会長 その辺はどうでしょうね。日鰻連の方、どうやっているかと調べることはできるんでしょうか。

事務局 日鰻連さんの方にはどういう種苗かということをお聞きすることはできるんですけども。

沖野会長 公式にね。

事務局 はい。そこから先、データまでつけてほしいとか、そこまではどうなんでしょうか。難しいと思います。

沖野会長 (指示の)2分の1の量は別に根拠があるわけではないのですか。

事務局 事務局が調査した昨年度実績では6,000~7,000円くらい、去年の漁協さんの購入価格はそのくらいだったんですけども。現在の値段を聞くと10,000円近くなっているというお話も聞きました。元は(増殖目標)金額で決まってくるので、半分(の量)なら許容範囲かなと。ただ片野委員のおっしゃったように種苗の元が不安だということで、本当に入手できなくなるということになれば、確かに、遺伝資源を守ることも考えれば、そういう(ウナギの指示量を減らす)考えもあるのかなと思います。

近藤委員 ウナギの稚魚は、全国的にいろいろありますが、宮崎が元ですね。現地で聞

いても本当のことは分からないというのが実態のようですね。つまり最初にシラスを仕入れて来て、そこで中間育成するわけなんですけれども、それがどこからどうなってきたのか、分からない。国内で育てているから国産だということになるわけです。それで、逆にウナギを取り扱っている業者さんは、量が少なくなっているから利益が上がってほくほくだよという話すらある。本当に分からない。全内としてもよく掴み切れない。宮崎にいる方々でさえよく分からないといった実態なんです。

沖野会長 これは漁協に原案を提示しているわけですよね。そこからご意見が出てくる可能性がありますね。

事務局 種苗の価格が上がって指示量を達成できないという話は昨年から聞いておりますけれども、今回指示量(原案)について、特に今のところ漁協さんから意見は上がってきておりません。

沖野会長 今のところね。

事務局 今のところです。

沖野会長 これは次回の時にまた討議していただくことになりますが、各漁協から上がってきたご意見を参考にさせていただいて、且つ、日鰻連の方の資料があれば、入手していただく。そんなところでよろしいでしょうか。他のところで何か。はい、どうぞ。

片野委員 直接関係ないんですけど、放流に伴って、本来そこに住んでいない魚が混じって入ってしまう。それが増えるのが国内外来魚と言って、結構学会などで問題になっているんですよ。本当はアユの放流なんかする時も、他の魚が混じらないようにするべきなんだけど、この問題はずっとタブー視されて放っておかれたんですよね。これまでも問題はあったんだけど、最近特に気になるのが、カワムツという魚が増えているんです。オイカワはもちろんかなり昔から入って定着しているからいいんだけど、カワムツはもっと上流に入ってヤマメとかそういう魚と競合するので、水産業に結構影響すると思うんですよね。カワムツはどこに入っているかというと、関東に入っていて、天竜川はかなり上流まで入っている。木曾川の下の方まで入っている。千曲川・信濃川水系は入っていない。新潟の関川・佐渡・糸魚川、山形の最上川水系とか、どんどん出だしているんです。これは本当は国の方で対応すべき問題だと思うけれども、長野県も注意した方がいいと思う。できれば放流の時に規制じゃないけれども他の魚に留意して取り除くということ、暗黙の了解で排除する必要があるんじゃないかと。皆様のご意見を。

沖野会長 先ほどの公述があった2番目のこととも関連します。放流時に注意をする、指示というよりも注意をしてほしいということですね。その辺どうでしょうかね。

事務局 片野委員が言われたとおり、放流すべき魚種だけを放流していただくのは第一ですが、今回の放流の指示量を出すに当たって、その他の魚種が混ざらないように、そういうことを指示量(の通知)に付け加えるのも可能だと思います。

沖野会長 付け加えただけで効果があるかどうかちょっと疑問ですけども、ないよりはいいかなと思います。

近藤委員 アユに混じって入ってきているというお話ですね。

片野委員 アユだけじゃない。

沖野会長 最初はそうですね。

近藤委員 本来ならアマゴがいないところにアマゴが入る。ヤマメしかいないところにアマゴが入る。実際にあるわけなんですね。それを放流の時にチェックをして、アマゴがいたらつまみ出してしまいなさい。実際に可能かというところと不可能なんですね。特にアユなどの場合は、車から持ってきて、一旦バケツに移して放流するとアユにストレスがかかってしまうので、それはなるべくやらない方がいい。ホースで直に流すんですね。生簀の中を覗いてみても混ざっていてもほとんど確認不可能です。それでは、アユを仕立てているところから確認ができるんですかね。多分立ち合いにいても無理だと思うんですね。業者を信用するより方法ない。そこを漁協の、放流する現場で何とかしてくださいと言われても、私らとしては、やりますという立場にはなかなか立ち得ないですね。

沖野会長 現場でもって対応してくださいというよりは、現場でも気を付けてくださいという注意書き入りですね。

片野委員 留意してください。

沖野会長 留意してくださいということですね。諏訪湖の魚もそうですけどね。それから、魚だけでなく、魚にくっついてくる他のものもある。それはもう信用の問題だと。そういう指示量の割り当てとは直接関係ないけれども、増殖指示量に留意してほしいと

いうことを付け加えるということも必要かもしれませんね。出来る、出来ないは別にしても、他にいかがでしょうか。ないですか。次回またありますので、その時まで考えていただければ。次回はいつ頃になりますか。11月頃ですか。もしなければ、増殖指示量について次回までにお考えいただくということで、先に進めさせていただきます。3番のその他ですが、その他について事務局は何かありますか。

事務局 事務局の方からはございません。

沖野会長 そうですか。とりあえず今日の議題については討議を終わるということですが、委員の皆様から、それ以外のことでこの際何かありましたら。はい、どうぞ。

田中委員 諏訪湖の、「貝が採れる諏訪湖を再び」という記事が先月末の信毎さんに出ましたが、それに関連して是非、そういった事業を拡大して、きれいになりつつある諏訪湖ですから、しじみあるいは貝類が復活できるようなそんな湖にしていけないかなということでの積極的な施策を望むということです。新聞にありますけれども、昭和30年代では100トン以上の貝類が獲れたんだけど、今はゼロだということでございますので、記事によりますと、国費500万円を投入しての事業をということのようだけれども、これを県でも事業費をつけて、大々的に事業としてやって、諏訪湖の浄化というのはもう30~40年前から県民の願いですので、今、ヒシ類等々が水面を覆ったりしているんですけれども、状況は変わっていますけど、そういった貝類も復活できるような事業がこれから出来るような気がするわけでございます、是非そんなことを例えば委員会として何か提案できるようなことがないかと思っているんですけど。(諏訪湖)漁協の藤森さんもいらっしゃいますので、今の状況なりの取り組みについて教えていただければ有難いのですが。

沖野会長 藤森さん、いかがですか。

藤森委員 今、田中委員からお話あったように、諏訪湖については本当に大きな課題として湖底の貧酸素の問題があります。湖底の酸素が夏場なくなってしまうと、その度に湖底で生息していたものが生息できなくなりました。その代表的なものが貝類、シジミ、タニシもそうですし二枚貝もそうです。それを復活させたいという思いは漁協だけではなくて、県の農政部の人たち、あるいは水産試験場の方たちもそういう思いがあります。とりあえずは実験段階、実験研究しながらどういう状況なのか、あるいは増殖できる環境にあるのかどうか、そうでなかったら、何が原因か、そういったことを研究してデータを取って対策をとっていこうと考えてきて、とりあえず、今年度500万円、これは国の農水省からのお金なんですけれども、助成金です。実は9月6

日に私たち漁協の役員が国の方へ話に行きました。環境省と国土交通省と農水省と3カ所回りました、いずれの省庁でも諏訪湖の問題についてはもう十分理解していますよと、国としても出来る限りのことは応援しましょうとお話をいただきましたので、来年の予算で少しいただけるような雰囲気のお話をいただきました。まだ概算要求の段階なので、どのくらいのお金になるかは分からないんですけども。長野県としても諏訪湖環境改善行動会議という会議体を立ち上げましたので、それを中心に具体的な施策が講じられていくと思っています。長野県にはお金がないので、お金を投入する場合は長野県じゃなくて国から助成金なり交付金なりをいただいて。国としても出来る限りの範囲をしましょうという話をしていただいたので、来年からは具体的に目に見えるような施策でもって動き始めると思います。具体的な施策が講じられる前にご意見いただければ、参考にして国の方も動いていただけると思いますので、よろしくお願いします。

沖野会長 はい、どうも。水質的には昭和30年代(の水準)に戻ってはいるんですが。順番があって、水質が汚れて泥が汚れて二枚貝がなくなってという順番できて、それを逆に行った場合に水質が回復してもすぐ泥が回復するわけではないので、今その段階に入っているんですね。ですから、泥が回復してくれば、貝類、二枚貝も生息する環境が出来てくる。そういう面で行くと、時期的にはずれてしまう。なかなかすぐというわけにはいかない。利点としては、諏訪湖には大量の砂が入ってきていますので、全体に砂が行き渡るようになってくると可能性が高くなるというふうに考えられます。藤森さんが一生懸命やっついていらっしゃると思いますので、外部の協力も必要だと思います。水産試験場の諏訪支場もありますのでその辺で協力しながらやっていくということになるのだと思います。それには誰かリーダーで旗振りがいないとなかなか難しい。

田中委員 国費だけでなく県費も投入するくらいの力いれてもいい事業だと思います。国費だけ当てにして、県費は出ないということじゃなくて、やはり県も力いれてやるというようにする時期だと思いますがね。

沖野会長 国の直轄(河川)だと国が直接となるんです。(諏訪湖は)県の管轄なので、その辺で県と国との連携が必要なものと思います。事務局の方で何かあれば。

事務局 付け加えます。国の補助金は10分の10の補助金なんです。10分の10の補助金をうまく活用していただいて、県としても水産試験場諏訪支場もありますので、現状ではソフト面の方で農政部としてご支援していきたいと思います。加えて環境部や建設部の関係もありますので、今後そちらの方も大きな事業が必要になってくると思いますので、そうなれば県費の投入もあろうかと思っておりますけれども、そちらの方で検討し

ていただけると思っています。

沖野会長 議事の方はこれで終了ということで、今回は、一番最初の議題について一応そのまま答申で、次回にまだ漁業権の問題がありますので。では事務局の方、お願いします。

事務局（事務局から次回委員会について事務連絡）

事務局 次回委員会は長野市での開催を予定しております。本日はお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第 214 回内水面漁場管理委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名委員 近藤 政雄 ⑩

議事録署名委員 小澤 哲 ⑩